

## 第 18 号議案

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 21 年 2 月 23 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
足立区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 11 年足立区条例第 2  
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

（6） 心身障がい者施設等業務手当

第 11 条の見出しを「（心身障がい者施設等業務手当）」に改め、同条  
第 1 項中「心身障害者施設等業務手当」を「心身障がい者施設等業務手当」  
に、「障害福祉センター」を「障がい福祉センター」に、「心身障害者（児）」  
を「心身障がい者（児）」に改める。

付 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

手当の名称を改めるとともに、規定を整備する必要があるので、この条  
例案を提出いたします。